

調布市公共施設の開館・利用における 感染拡大防止ガイドライン

令和 3 年 3 月 8 日

調布市新型コロナウイルス感染症
対策本部

更新履歴

版	年月日	主な変更内容
初版	令和2年 5月26日	○「市が主催するイベント等の開催に関する対応方針(新型コロナウイルス感染症拡大防止)」を全部改訂
第2版	令和2年 6月5日	○「市が後援、協賛、共催するイベント等の取扱い」を追加 ○「イベント・催し物等の開催における感染防止対策及び開催規模等の基準(参考)」を追加
第3版	令和2年 7月9日	○調布駅前広場における屋外イベント等の開催規模に関する留意事項などの記載を追加
第4版	令和2年 9月25日	○令和2年9月11日付け、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長通知「11月末までの催物の開催制限等について」など、国・東京都の方針等を反映 ・「イベント等の開催の目安」、「イベント開催制限の考え方(概要)」、「感染防止に向けたチェック項目(参考)」 ・大規模イベント等に係る東京都との事前相談について(その他留意事項)
第5版	令和2年 11月24日	○令和2年11月12日付け、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長通知「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」など、国・東京都の方針等を反映 ・当面11月末までとしていたイベント開催制限の緩和等について、当面来年2月末まで取扱方針を維持 ・「イベント等の開催の目安」、「イベント開催制限の考え方(概要)」を修正(必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、イベント中の食事を伴う催物についても収容率を緩和など) ・感染防止対策を徹底するため、「感染防止に向けたチェック項目(参考)」を修正
第6版	令和2年 12月15日	○市が後援等をするイベント等の取扱いにおいて、中止・延期の要請や公共施設の利用制限などに関する項目を追加
第7版	令和3年 1月12日 ※緊急事態宣言	○緊急事態宣言発令(1月7日政府決定。期間は1月8日から2月7日まで)に伴うイベント等の開催制限及び施設の使用制限等について、国・東京都の方針等を踏まえた修正(令和3年1月7日付け、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長通知「緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」を反映 ※1月13日付け修正差替あり) ・施設の閉館時間及びイベント等の終了時間の繰り上げ(基本19

		時まで。夜間利用区分については休止) ・収容率及び参加人数の制限 (50%以内, 屋外等で収容定員の定めがない場合は十分な間隔・距離 (2m, 最低でも 1m) を確保)
第 7.1 版	令和 3 年 3 月 8 日 ※緊急事態宣言 の延長対応	○緊急事態宣言の延長 (2 月 26 日政府決定。発令期間 2 月 8 日から 3 月 7 日まで) 及び再延長 (3 月 5 日政府決定。発令期間 3 月 8 日から 3 月 21 日まで) を踏まえ, イベント等の開催制限及び施設の使用制限等の期限に係る記載の修正 (内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長通知「緊急事態宣言に伴う催物の開催制限, 施設の使用制限等に係る留意事項等について (令和 3 年 2 月 4 日付け)」及び「緊急事態宣言の延長に伴う特定都道府県における催物の開催制限, 施設の使用制限等にかかる留意事項等について (同年 3 月 5 日付け)」を反映)

1 位置付け

本ガイドラインは、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（国）」、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）」及び「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ（東京都）」などを踏まえ、調布市が管理する公共施設の開館・利用に当たって、感染防止対策として実施すべき事項について基本的な考え方と講じるべき対策を整理したものである。

各施設においては、本ガイドラインに示した感染防止対策を踏まえ、施設の状況に合わせた適切な対応を講じていくものとする。

2 公共施設の開館・利用における感染防止に向けた基本的な考え方

調布市は、令和2年5月25日の国の緊急事態宣言の解除及び東京都の緊急事態措置の終了を受け、休館、貸出しを休止していた公共施設について、「咳エチケット」、「マスクの着用」、「手洗いの徹底や手指の消毒」といった基本的な対策を含め、「三つの密」を避けることなど、感染防止対策を講じることを前提として、各施設の状況や特性に応じて、感染防止対策チェックリストを運用するなど、必要な対策の準備が整った施設から段階的に開館・利用を再開していく。

公共施設の開館・利用に当たっては、今後とも市民の健康と安全を第一に、国の方針（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長通知、令和2年9月11日付け「11月末までの催物の開催制限等について」（以下、「9月11日付け国通知」という。）及び同年11月12日付け「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」（以下、「11月12日付け国通知」という。））を基本としながら、本ガイドラインに基づき、調布市における公共施設等の状況に応じて、必要な対応を図っていく。各施設の開館・利用状況は、本ガイドラインと合わせて、「調布市公共施設の開館・利用再開状況一覧」を市ホームページで示すものとする。

なお、令和3年1月7日発令の緊急事態宣言に伴う市の対応として、国の基本的対処方針（1月7日改定）及び東京都の緊急事態措置（1月8日から実施）、1月13日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長通知「緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」、期間延長に伴う2月4日付け同室長通知「緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」、期間再延長に伴う3月5日付け同室長通知「緊急事態宣言の延長等に伴う特定都道府県における催物の開催制限、施設の使用制限等にかかる留意事項等について」などを踏まえ、当面の間、以下の「市の対応方針」に基づき、必要な見直しを行うものとする（収容率は屋内・屋外ともに一律50パーセント以内に制限など）。

「緊急事態宣言を踏まえた市の対応方針」

（基本的な考え方）

国の緊急事態宣言及び東京都の緊急事態措置に伴う、公共施設の使用制限及びイベント等の開催制限等については、市内における感染拡大の防止及び医療提供体制における負担軽減を図るため、不要不急の外出自粛の徹底、施設の使用制限やイベントの開催制限などの対策を適切に講じることとする。そのため、「調布市公共施設の開館・利用における感染拡大防止ガイドライン」の見直しを含め、適切な対応を図る。

なお、国や東京都の動向、市内の感染状況等を踏まえ、必要な対応及び対策の見直しを随時実施する。

（基本的な対応方針）

1. 基本的な感染防止対策の一層の徹底を図る（手洗いの徹底、マスクの着用、こまめな換気、3密の回避など）
2. 小学校・中学校、認可保育園、学童クラブ、ユーフォー（放課後子供教室事業）については、感染防止等の対策を徹底したうえで運営を継続（なお、部活動における感染リスクの高い活動は制限。学校施設開放等の事業は休止。）

3. 施設の閉館時間及びイベント等の終了時間の繰り上げ(基本 19 時まで。ただし、夜間利用区分については休止。複合施設は閉館時間を調整。)
4. 収容率及び参加人数の制限(50 パーセント以内、屋外等で収容定員の定めがない場合は十分な間隔・距離(2 メートル、最低でも 1 メートル)を確保。1,000 人を超えるイベント等の別途協議。)
5. 施設内及びイベント等での飲食等の制限(必要な水分補給は除く。)
6. 市が実施する協議会や住民説明会などは原則延期(実施する場合は、参加人数を抑制できるようオンライン会議や映像配信等の実施を検討。)
7. 適用開始日については、1 月 12 日からの適用を基本とする(なお、事前の広報や案内、キャンセル等の問合せなど、市民の利便性等を考慮して適切に対応。)

なお、緊急事態宣言の延長及び解除、今後の感染状況に応じた国や東京都の方針等を踏まえ、必要に応じて対策案を見直すなど、適宜対応を図っていく。

3 感染防止における基本的対策（3密の回避）

○換気の確実な実施（密閉の回避）

- ・各施設における換気の実施（必要換気量の確保※、定期的な窓開けによる換気）
 ※必要換気量：一人当たり毎時 30 m³（不特定多数の方が利用する施設において、ビル管理法に基づく空気環境の調整による必要換気量）

○施設内の混雑緩和（密集の回避）

- ・入退場時の密集回避（時間差による入退場等）、受付時や施設内の動線の工夫による入場者の整理、待合場所等の密集回避
- ・諸室利用の態様に応じた諸室の利用人数の制限（感染リスクの少ない利用※においては収容定員の 100% 以内（緊急事態宣言に伴い当面の間 50% 以内に制限）、その他の利用においては収容定員の 50% 以内、又は一人当たりの専有面積の目安を最低 3 m²とする）
 ※感染リスクの少ない利用：参加者が歓声、声援等を発し、又は歌唱することの実態がないもの（9 月 11 日付け国通知及び 11 月 12 日付け国通知を参照）

○人と人との距離の確保（密接の回避）

- ・諸室の利用やイベント等の態様に応じた対人距離の確保
 - ①感染リスクの少ない諸室利用やイベント等（参加者が歓声、声援等を発し、又は歌唱することの実態がないもの）においては、感染防止策の徹底を前提に、
 - 1）収容定員が設定されている場合は、収容定員までの利用を可能とする。
 - 2）収容定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の対人距離（最低限、人と人が接触しない程度の距離）を空けること。
 - ②その他の諸室利用やイベント等（参加者が歓声、声援等を発し、又は歌唱することが想定されるもの）においては、異なるグループ又は個人間では座席を一席は空けることとしつつ、同一グループ（5 名以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよいこととする。
- ・近距離での会話や発声を避けるため、受付・窓口等での対面接客時における距離の確保、アクリル板や透明ビニールカーテンなどによる遮蔽を行うこと。

4 来館者・利用者の安全確保のための具体的対策

【全般的留意事項】

○咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指消毒の徹底

○施設の衛生管理（清掃、消毒の実施）

- ・高頻度に接触する部位の消毒
 （テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、蛇口、手すり、エレベーターのボタン など）
- ・マスクやティッシュ等のごみのビニール袋による密閉
- ・トイレの清掃・消毒（特に不特定多数が接触する便座、スイッチ、洗浄レバー等）、ハンドドライヤーの禁止、共通のタオルの禁止 など

○体調チェック

- ・症状のある方の入場制限（事前に利用者に体調の確認を促し、発熱や呼吸困難、全身倦怠感、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある方など）
- ・施設利用者の体調確認（非接触型体温計やサーモグラフィーによる検温、チェックリストによる確認など）

○チェックリストによる確認

- ・施設管理者が実施すべき事項や、利用者が遵守すべき事項など、チェックリストによる感染防止の徹底、施設利用者や参加者の把握 など

【施設ごとの留意事項】

○各施設に応じた対策

- ・専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」や東京都感染拡大防止ガイドライン～「新しい日常」の定着に向けて～などを参考に、各施設の状況や特性、利用状況等に応じて、必要な感染拡大防止対策を講じること。

■各施設共通

- ・来館者への周知・広報（咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指消毒の徹底、対人距離の確保の徹底、本ガイドラインを踏まえた施設ごとの対応の周知・徹底）

■複合施設

- ・施設の状況に応じて、各施設と連携して感染拡大防止に必要な工夫、対策を講じること。

■エレベーターの利用を伴う施設

- ・エレベーターの利用においては、混雑しないよう掲示やアナウンスなどにより適切な対人距離の確保を促すこと。

■飲食の利用を伴う施設

- ・飲食時における感染防止対策（対面での飲食を避けるなど）
- ・大皿での取り分けによる食品提供の自粛 など

■運動施設

<屋内運動施設における留意事項>

- ・運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、人との必要距離を確保（強度が高い運動・スポーツの場合は、より一層の距離の確保が必要）
- ・運動・スポーツを行っていない間（受付、着替え等）のマスクの着用
- ・更衣室、ロッカー、休憩スペースの必要距離の確保
- ・換気の実施（より一層の必要換気量の確保）
- ・プール利用における密な状態の回避
- ・その他、競技特性に応じた必要な対策を講じること。

<屋外運動施設における留意事項>

- ・更衣室の利用を控えること。
- ・夏季においては、熱中症対策を十分に講じること。
- ・その他、競技特性に応じた必要な対策を講じること。

5 市が主催するイベント等の実施における対応

【全般的留意事項】

○イベント等の開催に当たっての留意事項

- ・国や東京都の方針や業種別ガイドライン等を踏まえ、三つの密（密閉、密集、密接）の回避をはじめとする、下記の基本的事項の対策を講じるなど、適切な感染防止策が実施されることを前提に開催する。
- ・イベント等の開催規模については、国の方針を参考に、下記の参加人数を目安とする。なお、感染拡大のリスクへの対応が整わない場合は、引き続き、イベントの中止又は規模縮小、延期など、慎重な対応を図ることとする。

■イベント等の開催の目安（開催規模、収容率要件等） ※緊急事態宣言に伴い開催要件を厳格化

- ①大声での歓声、声援などが想定されない場合

収容率の上限を100%（緊急事態宣言に伴い当面の間50%以内に制限）とする。具体例は次のとおりである。

ア 参加者の位置が固定され、入退場や区域内の適切な行動確保ができる場合

- ・収容定員が設定されている場合は、収容定員までの参加人数を可能とする。
- ・収容定員が設定されていない場合は、適切な人と人との間隔（最低1メートルの確保）を空けることとする。

イ 参加者が自由に移動できるものの、入退場や区域内の適切な行動確保ができる場合

- ・収容定員が設定されている場合は、収容定員までの参加人数を可能とする。
- ・収容定員が設定されていない場合は、密集・密接が発生しない程度の間隔（最低限、人と人とが接触しない程度の間隔）を空けることとする。

なお、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場や区域内の適切な行動確保ができない場合は、十分な対人距離（できるだけ2メートルを目安、最低1メートルの確保）を設けることとし、当該対人距離の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断する。

②大声での歓声、声援などが想定される場合

収容率は、次の具体例のとおりとする。

ア 参加者の位置が固定され、入退場や区域内の適切な行動確保ができる場合

- ・異なるグループ又は個人間では、座席を一席は空けることとしつつ、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席などの間隔を設けなくてもよいこととする。この場合、参加人数は、収容定員の50%を超えることもありうる。

イ 参加者が自由に移動できるものの、入退場や区域内の適切な行動確保ができる場合

- ・収容定員が設定されている場合は、収容定員の50%までの参加人数を可能とする。
- ・収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との間隔（最低1メートルを確保）を空けることとする。

なお、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場や区域内の適切な行動確保ができない場合は、十分な対人距離（2メートル程度を確保）を設けることとし、当該対人距離の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断する。

※①、②におけるイベント等の取扱いは、個別具体的に判断する。なお、イベント等の態様の例は、9月11日付け国通知、11月12日付け国通知を参照

■緊急事態宣言の発令（令和3年1月7日）及び緊急事態措置（1月8日以降）等の実施に伴う開催要件等の厳格化について

<イベント等の開催制限の考え方(概要)>

区分	対応方針	対応内容
イベント等の 開催制限 ※1	終了時間の繰り上げ	・基本19時までに終了。ただし、施設貸出しにおける夜間利用区分については休止
	収容率（収容定員）等に係る要件の厳格化	・屋内・屋外ともに50%以内 ・屋外等で収容定員の定めがない場合は、十分な間隔又は距離（2m、最低でも1m）を確保 ・1,000人を超えるものは別途協議
	飲食等の制限	・施設及び会場内における飲食等の制限（必要な水分補給は除く）

※適用期間については、1月12日から緊急事態措置の実施が終了するまでの期間を基本としつつ、1月8日以降、施設の状況等を踏まえ順次対応を開始する。

なお、緊急事態措置の終了後を含めた今後の取扱いについては、感染状況の推移や国・東京都の方針・動向等を踏まえ、見直し等を含め対応を検討する。

※参考（緊急事態宣言前までの対応）

<イベント開催制限の考え方(概要)>

時期	区分	収容率		人数上限
当面 令和 3年 2月末 まで ※1	イベント の類型	①大声での歓声・声援等 がないことを前提とし うるもの ※2 ----- 100%以内 (席がない場合は適切な 間隔)	②大声での歓声・声援等 が想定されるもの ※2 ----- 原則 50%以内 (席がない場合は十分な 間隔)	屋内・屋外において、席を設けない場合 は、一人当たり概ね4㎡を必要面積とし て人数上限を設定 (注)収容率と人数上限でどちらか小さ い方を限度(両方の条件を満たす必要)。

※1 令和3年3月以降の取扱いについては、国の方針等を踏まえ、今後検討する。

※2 収容率については、これまで、「イベント中の食事を伴う催物」は、②大声での歓声・声援等が想定されるものと扱ってきたが、令和2年12月以降は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、イベント中の食事を伴う場合についても、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする(11月12日付け国通知参照)。

■感染防止に向けた基本的事項

- ア 事前に参加者に体調の確認を促し、体調不良の方の参加を遠慮願うこと。
- イ 手指消毒用アルコールの設置と手洗い、手指消毒を徹底すること。
- ウ 咳エチケットとしてのマスクを着用すること。
- エ 体温計やサーモグラフィーにより、体調確認できる体制を整備すること。
- オ 換気による必要換気量を確保し、長時間密閉空間とならないよう十分対策すること。
- カ 人が密集して過ごすような空間にならないよう十分対策すること。
- キ 会話等による飛沫感染の危険が軽減できる程度に利用者間の距離が確保できる配置とすること。
- ク その他、イベント等の態様に応じて、来場者の制限や誘導を行うなど、イベント等の内容や開催状況を踏まえた必要な感染防止対策を講じること。

<感染防止に向けたチェック項目(参考：11月12日付け国通知)>

(1) 徹底した感染防止等（収容率 50%を超える催物を開催するための前提）		
①	マスク常時着用 の担保	・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。 ※マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク 100%を担保
②	大声を出さない ことの担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。 ※隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） ※演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）
(2) 基本的な感染防止等		
③	①～②の奨励	・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（業種別ガイドラインで定める） ※マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと ※大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと（例：スポーツイベント等ではラップ等の鳴り物を禁止すること等）
④	手洗	・こまめな手洗の奨励
⑤	消毒	・主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	・法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気

⑦	密集の回避	・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避 ※必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧	身体的距離の確保	・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間（5名以内に限る。）では座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。 ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔）
⑨	飲食の制限	・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・過度な飲酒の自粛 ・食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外（例：観客席等）は原則自粛。 （発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。）
⑩	参加者の制限	・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 ※ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
⑪	参加者の把握	・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの奨励 ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入
⑫	演者の行動管理	・有症状者は出演・練習を控える ・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる ・合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
⑬	催物前後の行動管理	・イベント開催中に加え、イベント前後の感染防止（入退場時、トイレ、売店、イベント前後の会食等）及び注意喚起 ※可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑭	ガイドライン遵守の旨の公表	・主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表
(3) イベント開催の共通の前提		
⑮	入退場やエリア内の行動管理	・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 ※来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
⑯	地域の感染状況に応じた対応	・主催者又は施設の管理者は、大規模イベント（参加者が1,000人を越えるようなイベント）を開催する場合、事前に開催要件や収容率制限等も含め東京都と相談（【その他留意事項】） ・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安（人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう）を原則として、開催について適切に判断すること。

○市が後援，協賛，共催するイベント等の取扱い

- ・市の後援等の承認を受けイベント等を開催しようとする団体等は，本ガイドラインを遵守し，新型コロナウイルス感染拡大防止に係る国，東京都，調布市の方針等を踏まえた必要な感染防止対策を講じること。
- ・イベント等の団体等の代表者は，「調布市後援等に関する取扱要綱」に基づき，事前に市の後援等の承認を受けること。後援等の承認申請に当たっては，当該イベント等を開催する時点において，上記留意事項を踏まえた感染防止対策を講じることがわかる書類（次頁を参照）を提出すること。承認等を受けた以降において，開催目安となるステップの移行に伴い，イベント等の規模や内容等に変更が生じた場合は，変更後の内容に応じた感染防止対策を講じることがわかる書類を提出し，市の承認を受けること。
- ・市は，後援等の承認を受けたイベント等であっても，国の緊急事態宣言及び東京都の緊急事態措置が実施された場合のほか，新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況及び国や東京都の対応方針等により，市民の健康と安全を第一に感染拡大防止対策のさらなる強化・徹底を図る必要がある場合，また，不特定多数が参加するイベント等において適切な行動管理や参加制限など感染防止対策を徹底することが困難と思われる場合には，やむを得ずイベントの中止又は延期を要請すること，もしくは施設の利用を制限することがある。この場合，市は原則として費用等の補償を行わない。
- ・市は，上記の取扱いについて事前に周知を図る。

【その他留意事項】

○東京都との事前相談

- ・施設管理者又はイベントの主催者は，全国的な人の移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する場合，新型コロナウイルス感染症拡大を防止する観点から，東京都に対して事前相談を行ったうえで開催すること（別紙「事前相談シート」参照）。

【参加者及びスタッフ関係者】

- ☐ 手洗い，手指消毒，マスク着用の徹底（事前にマスク持参を促す）
- ☐ 受付及び会場での間隔（できるだけ2 m，最低1 m）の確保
※会話等による飛沫感染の危険が軽減できる程度に利用者間の距離が確保できる配置とすること
- ☐ 体調管理（事前に体調確認を促し，発熱等の症状や体調不良の方の入場制限や検温を実施）
- ☐ 万が一感染が発生した場合に備え，個人情報の取扱に十分注意しながら，参加者名簿等を適正に管理
- ☐ その他の感染防止対策について記載

【施設・会場における感染防止対策（密集・密接・密閉の3密の回避ほか）】

- ☐ 手指消毒用アルコールの設置（会場受付，会場内，スタッフルームなど）
- ☐ 非接触式体温計やサーモグラフィーにより体調確認ができる体制の整備
- ☐ 屋内における常時換気の徹底
※定期的に換気を行うなど，長時間密閉空間とならないよう換気対策を徹底すること
- ☐ 人との距離はできるだけ2 m（最低1 m）空ける
※人が密集して過ごすような空間にならないよう十分対策すること
（例）入口・出口の分離や時間指定，複数かつ余裕のある来場者動線や滞留場所の確保・表示など
- ☐ 受付など人と人が対面する場所は，パーテーションや飛沫防止フィルムなどを設置
- ☐ 入場制限や誘導を行うなど，イベント内容や開催時の状況に応じて，必要な対策を講じる
- ☐ 施設の共用部分(手すり，ドアノブ，テーブル，トイレ等)の定期的な清掃や消毒を徹底
- ☐ トイレではペーパータオルを設置するなどし，ハンドドライヤー・共通タオルは禁止
- ☐ スタッフ等の休憩スペースや更衣室は常時換気を行い，3密とならないよう徹底
- ☐ 飲食物等のごみの管理の徹底
※できるだけ他人に触れないように管理し持ち帰ることを促す
※スタッフによるごみ回収の際は，マスク・手袋の着用を徹底
- ☐ その他の感染防止対策（※発熱や体調不良の方への対応など）について記載

【屋外イベント等の開催規模等の目安】

- ☐ 調布駅前広場については，当面の間，Aスペース120人，Bスペース220人，Cスペース180人とする
なお，A～Cスペース全体を活用したイベント等は500人を上限とする。

- ☐ その他の会場については、一人当たり概ね 4 m²のスペースを確保できるよう、上限人数を設定する。

(特記事項) ①主催者人数 (参加団体やスタッフ) ②来場者数 (見込み) ③その他 (安全対策ほか)

※上記の開催規模の上限人数に満たない場合であっても、イベントの内容、会場、参加者の特性などを踏まえ、感染防止対策に十分留意して実施する。

【東京都との事前相談】

- ☐ 施設管理者又はイベントの主催者は、全国的な人の移動を伴うイベント又は参加者が 1,000 人を超えるようなイベントを開催する場合、東京都に対して事前相談を行う (別紙「事前相談シート」参照)